

回 答 書

令和 2 年 11 月 2 日

件名 中区地域子育て支援拠点運営法人選定

上記件名にかかる質問について、次のとおり回答します。

質 問 内 容

1. 運営法人選定委員会、評価指標において「財務分析結果」が評価される項目がございいますが、分析結果の点算出方法をご教示ください。
2. 本事業における分担表（費用分担、リスク分担）があればお示しください。（自然災害や感染症流行など受託者に責のない範囲における費用など
3. 本事業における決算額をご教示ください。（人件費、事業費等）
4. 本施設における事業実施日（曜日）をご教示ください。
5. 本施設における親子居場所事業について、現在の開設時間をご教示ください。
6. 現在の人員配置について、代表的な運営日の人員配置をご教示ください。
7. 委託費（見込）について総額 4,200 万円となっていますが、受託期間初年度としての特別加算が入っているものとなりますか？ その場合、初年度の特別加算額と内訳について教えてください。
8. 委託費の中に占める人件費率の割合の上限はありますか？
9. プレゼンテーションについて、当日入室できる人数の制限はありますか？
10. 当日使用する資料について、提案書以外でのプレゼンテーションは可能でしょうか？提案書の内容を抜粋したパワーポイントの資料は使用及び配布はできますか？
11. 「書面などでの開催となる場合があります」と記載がありますが、具体的にどのような形でおこなわれるのでしょうか？またその場合、②の書類を提出及び配布することは可能でしょうか？

回 答 内 容

1. 評価基準については公表しておりません。募集要項 8 ページに記載の選定基準のとおり、総合的に判断して選定を行います。
2. 契約にあたっては添付の協働契約書（ひな形）及び役割分担確認表を基に契約を行います。協働契約書（ひな形）第 9 条・第 18 条をご参考ください。
3. 決算額については公表しておりません。経費については、募集要項 4 ページ「キ委託料として支払う経費（予定）」を参考にしてください。
4. 土曜日及び日曜日のいずれか 1 日又は両日を含めて週 5 日以上の実施となっております。詳細は横浜市中区地域子育て支援拠点事業実施要綱第 5 条をご参照ください。
なお、現在の実施曜日は火・水・木・金・土曜日となっております。
5. 親子の居場所事業の実施時間は、募集要項 2 ページに記載の通り原則は 1 日 6 時間以上の実施となります。
なお、現在の実施時間は、新型コロナウイルス感染症対策として消毒時間を設けており 10:00～12:30 及び 13:00～16:00 です。
6. 概ね 1 日当たり常勤職員 5 名・非常勤職員 5 名程度での運営となっております。
7. 初年度のみ、更新時経費として修繕料にあたる金額を上乗せしています。金額については公開しておりません。
8. 人件費については特に上限は設けていません。
9. プレゼンテーションを行うにあたり必要最小限の人数のみ想定しておりますので、2～3 名を上限としてご参加ください。
10. 提案書の別添として資料をご用意いただくことは可能ですが、パワーポイント等を使用する場合には事前にご連絡をお願いいたします。
11. 今後、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合は書面での開催を想定していますが、現時点では書面での実施は予定していません。実施する場合は、詳細について別途連絡いたします。

〇〇年度市民協働事業「横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業」に関する協働契約書

協働事業委託者である横浜市〇〇区（以下「委託者」という。）と協働事業受託者である〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、市民協働事業「横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業」（以下「事業」という。）の実施に当たっては、横浜市における市民活動との協働に関する基本方針「横浜コード」の協働の原則、すなわち（１）対等の原則、（２）自主性尊重の原則、（３）自立化の原則、（４）相互理解の原則、（５）目的共有の原則、（６）公開の原則に従って、これらの原則を尊重するとともに、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）（以下「条例」という。）第 8 条各号に掲げる市民協働事業の基本原則に則り、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市民協働事業「横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業」に関する協働契約書（以下「契約書」という。）を締結する。

（総則）

- 第 1 条 この契約書は、事業の実施に当たって、委託者と受託者双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。
- 2 委託者及び受託者は、市民公益活動の自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。
 - 3 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
 - 4 受託者は、契約書に記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金額を支払うものとする。
 - 5 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
 - 6 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
 - 7 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 8 この契約書の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 9 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 10 この契約書の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
 - 11 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
 - 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（事業目的の共有）

第 2 条 委託者及び受託者は、市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与するという事業の目的及び別表 役割分担確認表（以下「別表」という。）に掲げる「目指す拠点の姿」を共有し、横浜市版子育て世代包括支援センターとして全ての妊産婦、子育て家庭への切れ目のない支援に取り組む。

(事業の概要)

第3条 委託者及び受託者は、前条の事業目的を達成するため、協働して次の事業を実施する。

- (1) 事業名 横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業
- (2) 事業内容 〇〇年度横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業仕様書の「事業内容」に記載のとおり
- (3) 事業実施期間 〇〇年4月1日から〇〇年3月31日まで
- (4) 実施場所 横浜市〇〇区地域子育て支援拠点「〇〇〇(拠点名)」(横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇)

2 事業は、受託者がこの契約書、設計図書に基づき、委託業務を処理しなければならない。

(経費分担及び調査権限)

第4条 第9条に定める受託者の役割については、委託者が受託者に委託するものとし、委託者は次条に定める委託料を負担する。

- 2 受託者は、この契約及びその他の法令に基づき、業務履行結果について委託者の検査を受ける。
- 3 委託者は、この契約及びその他の法令に基づき、委託料を適正に支払う。
- 4 委託者が必要と判断したときは、適時受託者に対し当該協働事業遂行に関する報告を求めることができる。また、委託者は、受託者に対し、必要があると認めるときは、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は運営管理について実地に調査することができる。

(委託料)

第5条 委託金額は、

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円)とする。

(契約区分等)

第6条 この契約は、確定契約とし、前金払い(分割払い)とする。

- 2 分割払いの基準は、設計書のとおり、資金計画表に基づく〇回払いとする。

(契約代金額の支払)

第7条 受託者は、委託者に提出した資金計画表に基づき、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

- 2 第27条の規定による完了検査の結果、契約の一部未履行が認められた場合は、受託者からの請求に基づき支払われた契約代金額のうち、未履行部分に相当する額を委託者に返還しなければならない。ただし、未履行部分の認定は委託者が受託者と協議を行った上で判断する。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第7条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(支払方法)

第8条 委託料の支払場所は、横浜市指定金融機関とする。

- 2 契約保証金は、免除する。
- 3 委託者は、受託者から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

らない。

- 4 委託者がある責めに帰すべき理由により第 27 条第 2 項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 委託者は、第 6 条により前金払いする場合は、当該事業に係る委託料を次のとおり月ごとに、受託者に支払うものとする。

支払月	内訳	支払月	内訳
○年 4 月	円	○年 10 月	円
○年 5 月	円	○年 11 月	円
○年 6 月	円	○年 12 月	円
○年 7 月	円	○年 1 月	円
○年 9 月	円	○年 3 月	円

（役割及び責任分担等）

- 第 9 条 委託者及び受託者は、協働して第 2 条に掲げる事業目的等を達成するために、別表のとおりそれぞれ役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、事業実施途中に新たに役割が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努めるものとする。

（事業の進め方）

- 第 10 条 委託者及び受託者は、協働で事業に取り組むにあたり、別表のとおり「達成目標」、「行動計画」の策定を行う。
- 2 委託者及び受託者は、前項で定める「達成目標」及び「行動計画」に基づき、別表で定める役割分担にしたがって誠実に事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を行い、必要に応じて行動計画の改善を図るものとする。
 - 3 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書及び事業スケジュールを作成し、5 日（横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内に、この内訳書及び事業スケジュールを委託者に提出しなければならない。ただし、内訳書については、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
 - 4 委託者及び受託者は、前 3 項の実施にあたって、双方で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について情報を共有し、市民に対する説明責任を負うものとする。
 - 5 内訳書及び事業スケジュールは、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（事業評価）

- 第 11 条 委託者及び受託者は、各年度事業終了後に、条例第 15 条の規定に基づき相互に事業評価を実施する。なお、本件事業評価は、事業終了後、速やかに行うものとする。また、運営中間期には有識者を交えた事業評価を行い、最終年度には協働事業の総括を行うものとする。
- 2 前項に定める事業評価は、別表に定める振り返りの視点に沿って、委託者及び受託者が対等の立場で行い、その方法等については、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
 - 3 前項に基づき実施した事業評価については、公表するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 12 条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第 13 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(現場責任者等)

第 14 条 受託者は、この契約の履行に当たり、〇〇区地域子育て支援拠点施設長（以下、「施設長」とする。）を定め、契約締結後 5 日（横浜市の休日をも定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名、勤務形態、その他必要な事項を委託者に報告しなければならない。

2 施設長は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を委託者に報告しなければならない。

4 第 1 項及び第 3 項の施設長または契約の履行に従事する者を変更した場合も同様に、直ちにその旨を報告することとする。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第 15 条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等、委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 16 条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書等が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者の協議の上、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 17 条 委託者は、前条第 4 項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約の履行の一時中止）

第 18 条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前 2 項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、什器備品等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の短縮等）

第 19 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更の方法）

第 20 条 第 15 条第 2 項、第 16 条第 5 項、第 17 条、第 18 条第 3 項又は前条第 1 項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第 21 条 第 15 条第 2 項、第 16 条第 5 項、第 17 条、第 18 条第 3 項又は第 19 条第 2 項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第 15 条第 2 項、第 16 条第 5 項、第 17 条、第 18 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 24 条第 4 項、第 25 条第 1 項ただし書又は第 28 条第 3 項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(拠点業務を実施する施設の賃借料等の変更に伴う契約代金額の変更及び物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第 22 条 拠点業務を実施する施設（以下「実施施設」という。）の賃借料等（賃借料、共益費等の実施施設の賃貸借に係る一連の費用をいう。以下同じ。）について、変更が生じる場合には、受託者はあらかじめ委託者と協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、賃借料等の変更が適当であると認められる場合には、受託者は賃貸人と賃貸借契約の変更を行う等、賃借料等の改定を行うものとする。

3 前項の賃借料等の改定が行われた場合、委託者は設計図書の変更を行い、当該賃借料等の改定に対応する等、この契約の契約代金額の変更を行うものとする。

4 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったと認められるときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

5 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

6 前 2 項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

7 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

第 23 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(損害賠償)

第 24 条 協働事業の遂行について生じた一般的損害（本条第 2 項又は第 3 項に規定する損害は除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担しなくてはならない。

2 協働事業の遂行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者が損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担しなければならない。

3 協働事業の遂行に伴い通常避けるべきことができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務をおこたったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

4 前 2 項の場合、その他当該協働事業の遂行について第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 25 条 委託者は、第 15 条第 2 項、第 16 条第 5 項、第 17 条、第 18 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 22 条第 4 項若しくは第 5 項、第 23 条第 4 項、第 24 条又は第 27 条第 3 項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（履行完了の報告及び完了検査）

第 26 条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、設計図書の定めに従い、その旨を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

（完了検査前の使用）

第 27 条 委託者は、第 26 条第 2 項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第 1 項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第 28 条 委託者は、受託者と協議のうえ、印刷物の不備や小規模修繕における不備等、契約の履行の目的物にかしがあると判断したときは、受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、

若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、通常想定される注意義務を受託者が十分に行ったにもかかわらずかきが生じた場合又は当該かきが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。また、受託者が協議に応じない場合は、この限りではない。

なお、委託者は、契約の履行の目的物にかきが生じないように、受託者と協働で事業の行動計画及び執行について随時確認を行う。

- 2 前項の規定によるかきの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かきを受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かき担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかきにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかきが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第29条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金が区は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りではない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第6条又は第7条の規定による契約代金額の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第29条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

（成果及び権利の帰属・譲渡等）

- 第 30 条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び著作権、特許権等の権利については、設計図書で定める権利を除き、原則として委託者及び受託者の両者に帰属するものとする。ただし、本件権利の帰属及び使用方法については、発生にいたる経過を踏まえ、両者で協議して定める。なお、当該協働事業実施前に既に受託者又は委託者の各々に帰属している成果及び権利は除くものとする。
- 2 受託者又は委託者は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

（物品の帰属等）

- 第 31 条 受託者が委託料で購入した物品は、設計図書に定める範囲内で委託者の所有に属するものとする。
- 2 受託者は、前項の委託者の所有に属する物品を、設計図書の定めに従い、適切に管理しなければならない。また、委託者が求めた場合には、それらの物品の所在、品目などを報告できるようにしておかなければならない。

（秘密及び個人情報の取扱い）

- 第 32 条 委託者及び受託者は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。ただし、委託者又は受託者が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、事業実施の際の秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、条例第 13 条及び設計図書の定めを遵守するものとする。

（公開の原則）

- 第 33 条 条例第 4 条第 2 項、第 8 条第 3 号及び第 15 条第 2 項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、委託者及び受託者はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

（自主事業）

- 第 34 条 条例第 11 条の規定に基づき、受託者は、当該事業に支障がない限り、当該事業以外の事業（自主事業）を当該事業とともに行うことができる。
- 2 受託者は、自主事業を行うときは、あらかじめ委託者に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(委託者の解除権)

第 35 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 第 14 条に規定する施設長を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (7) 第 37 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第 35 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

第 35 条の 3 委託者は、この契約に関して、受託者が第 29 条の 2 第 1 項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第 35 条の 4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、本条において、「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、物品購入又はその他の契約にあたり、その相手方が本項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、本項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第 3 号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 第 1 項の規定により、委託者が契約を解除した場合には、受託者は、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

第 36 条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第 35 条第 1 項、第 35 条の 3 及び前条第 1 項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第 37 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行の中止が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 38 条 委託者は、第 35 条から第 37 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第 6 条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額 (第 6 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第 35 条、第 35 条の 2 及び第 35 条の 3 の規定に基づくときは、当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額 (計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。) の利息を付した額とする。

(2) 解除が前 2 条の規定に基づくときは、当該余剰額とする。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する什器備品等があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 39 条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(訴訟の管轄)

第 40 条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(相殺)

第 41 条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(疑義事項の取扱い)

第 42 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者及び受託者は速やかに協議を行い、解決するものとする。

上記の協働契約について、委託者横浜市〇〇区と受託者〇〇〇〇〇〇〇〇とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて協働契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この協働契約の締結を証するため、本書 2 通作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

〇〇年〇月〇日

委託者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (所在地)
横浜市
横浜市契約事務受任者
横浜市〇〇区長 〇〇 〇〇 印

受託者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (所在地)
〇〇〇〇〇 (団体名)
〇〇〇 (代表者職名) 〇〇 〇〇 (代表者氏名) 印

協働契約書別表役割分担確認表（平成29年11月改訂版）

事業項目	目指す拠点の姿	振り返りの視点	年度行動計画・達成目標(法人の役割)	年度行動計画・達成目標(行政の役割)
親子の居場所事業	①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。		
		イ 居場所を訪れる様々な利用者(養育者、子ども、ボランティア等)の間に、交流が生まれるように工夫しているか。		
	②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。	ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。		
		エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。		
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。	オ 把握されたニーズを区子ども家庭支援課や関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。			
	④親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。	カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。		
キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気付き、学ぶ機会を提供する場となっているか。				
ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。				
子育て相談事業	①養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。		
		イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。		
		ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。		
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。	エ 区子ども家庭支援課との連携のもと、各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。			
	オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、区子ども家庭支援課と相談しながら適切に対応しているか。			
	カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。			
情報収集・提供事業	①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。		
		イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。		
		ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。		
	②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。	エ さまざまな子育て支援の場に出向いて収集した具体的な情報や、関係機関及びネットワークを通じて得た情報を養育者や担い手に提供しているか。		
		オ 拠点の情報収集・提供機能を幅広く区民に周知しているか。		
		③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。	カ 養育者や担い手から拠点に情報が届けられる仕組みや工夫があるか。	
キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。				

事業項目	目指す拠点の姿	振り返りの視点	年度行動計画・達成目標(法人の役割)	年度行動計画・達成目標(行政の役割)
ネットワーク事業	①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	ア 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、連携促進に取り組んでいるか。 イ 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。 ウ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。		
	②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。	エ 養育者を身近な地域の子育て支援の場につなげているか。 オ 子育て支援活動に関心のある方を丁寧に受け止め、必要に応じて身近な地域の活動へつないでいるか。		
人材育成・活動支援事業	①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。	ア 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。 イ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。		
	②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。	ウ 新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。 エ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。 オ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。 カ 地域で子育て支援に関わる人が増えているか。		
	③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。	キ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。 ク 子育て家庭(妊娠期の方を含む)を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。		
	④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。	ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。		
横浜子育てサポートシステム支部事務局運営事業	①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。 イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。		
	②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。	ウ 養育者に対して、必要時に利用相談しやすく感じられるような周知活動等の工夫をしているか。		
	③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。	エ 会員が相互の合意のもとに気持ちよく安全に活動できるよう、会員の状況に応じた活動方法の提案や、丁寧なコーディネートができているか。 オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や会員のフォロー、追加のコーディネート等を行っているか。 カ 提供・両方会員が活動の意義を感じながら、安心・安全な活動を継続して行えるよう、研修会等の取組がなされているか。 キ 会員の活動意欲を高めるため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。 ク 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を促進する取組がなされているか。 ケ 会員間で授受される個人情報会員が適正に取り扱うことが出来るよう、注意喚起や研修等の取組がなされているか。		
	④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。	コ 援助活動の調整等を通して把握した子育てに関するニーズを、必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。 サ 専門的対応が必要と考えられる相談について、こども家庭支援課との連携、連絡体制のもと、適切に対応しているか。 シ 子育てサポートシステム以外の子育てに関する相談に対して、情報提供等の支援ができているか。		

利用者支援事業	①拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。	ア 利用者支援事業を幅広く区民や関係機関に周知しているか。		
		イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。		
	②相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。	ウ 最新の情報を収集し、活用できるよう工夫しているか。		
		エ 相談に対しては、傾聴に努め、ニーズを把握して対応しているか。		
		オ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介・支援依頼等について、相談者が円滑に利用できるような対応をしているか。また、専門的な対応を要する相談については、内容に応じて速やかに関係機関に紹介・仲介する等、適切な対応を行っているか。		
		カ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介後も必要に応じて役割分担を確認しながら継続的な関わりをもっているか。		
		キ 相談の対応状況や支援の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点から振り返りや検討を行っているか。		
	③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。	ク 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源との関係づくり・関係強化を行っているか。		
		ケ 利用者支援事業の周知や個別相談等の取組を通じて、支援につながる新たなネットワークの構築を行っているか。		
		コ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実や、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整や提案につなげているか。		